平成２９年（フ）第７０９号
福岡市南区若久１丁目４番３―101号
債務者　前田　　稔
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７１２号
福岡市城南区片江１丁目１番26号
債務者　新川京助こと　金　　京一
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７３９号
福岡市博多区上呉服町14番27号
債務者　深見美貴子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７５２号
福岡市博多区諸岡５丁目13番34―103号
債務者　高本　由美
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８７号
熊本市中央区水前寺５丁目19番25―401号
債務者　豊田　是光
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２０３号
仙台市宮城野区田子２丁目18番１―406号、従前の住所仙台市青葉区中江１丁目10番10―606号
債務者　田川　　愛
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２５８号
仙台市泉区南光台４丁目３番５号、従前の住所宮城県宮城郡利府町菅谷字産野原22番地１
債務者　庄子　大輔
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２５９号
仙台市泉区南光台４丁目３番５号、従前の住所宮城県宮城郡利府町菅谷字産野原22番地１
債務者　庄子　真弓
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６２号
茨城県水戸市大塚町1192番地の２
債務者　井坂　暁美
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１１５号
茨城県水戸市堀町760番地の３　グラン・パルテールＡ棟102号
債務者　饒平名　舞（旧姓中﨑）
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１１９号
茨城県水戸市堀町2261番地の３　エルディム立原105号
債務者　小林　礼子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１２３号
茨城県水戸市栄町２丁目４番14号
債務者　伊藤　良子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６３号
滋賀県蒲生郡日野町大字松尾121番地
債務者　後藤　勢司
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第３６４号
京都市伏見区深草善導寺町23番地１　ピアチェ16　301、前住所京都市左京区山端森本町９番地29
債務者　立元　徳秀
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４７１号
京都市西京区桂艮町35番地
債務者　小澤　敦史
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４７６号
京都市北区鷹峯旧土居町１番地22　アサヒアパート201
債務者　矢谷　友一
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係